



# 島根県報

令和元年12月10日（火）

第 6 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定	（障がい福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業廃止の届出	（       "       ）	2
県営土地改良事業の工事の完了（2件）	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	3
解除予定保安林	（       "       ）	3
指定施業要件の変更予定保安林（4件）	（       "       ）	4
保安林の指定施業要件の変更（2件）	（       "       ）	6
森林法第189条の規定による告示及び掲示（7件）	（       "       ）	8
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	13

### 【正 誤】

令和元年11月22日付け島根県報号外第70号中	（道 路 維 持 課）	13
-------------------------	-------------	----

**告 示****島根県告示第445号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ニチイ学館	居宅介護 重度訪問介護	ニチイケアセンター斐川	島根県出雲市斐川町直江4914番地7小澤ビル2F東1棟2階東号室	令和元年10月1日
特定非営利活動法人彩	居宅介護	特定非営利活動法人彩	島根県雲南市加茂町加茂中955番地1ティハイム	令和元年11月1日
株式会社いずもえん	就労継続支援B型	いずもえん原分事業所	島根県出雲市西園町249	令和元年12月1日
有限会社ウェルガーデ ンたんぼぼ	共同生活援助	共同生活援助ウェルガー デンたんぼぼ	島根県出雲市塩冶町1978- 2	令和元年12月1日

**島根県告示第446号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人た すけあい平田	重度訪問介護	NPO法人たすけあい 平田	島根県出雲市西代町1032- 4	令和元年11月30日
社会福祉法人よこた福 社会	短期入所	社会福祉法人よこた福 社会短期入所生活介護 事業所	島根県仁多郡奥出雲町稲原 57番地1	令和元年11月30日

**島根県告示第447号**

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	完了年月日
佐田地区（須佐工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	令和元年9月2日

## 島根県告示第448号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
才槇谷地区 用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	令和元年5月24日

## 島根県告示第449号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安来市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
安来市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第450号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所  
邑智郡川本町大字川下807-2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**島根県告示第451号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所**

雲南市（次の図に示す部分に限る。）、仁多郡奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）、飯石郡飯南町（次の図に示す部分に限る。）

**(2) 保安林として指定された目的**

水源の涵養<sup>かん</sup>

**(3) 変更後の指定施業要件****ア 立木の伐採の方法**

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

**2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所**

雲南市（次の図に示す部分に限る。）

**(2) 保安林として指定された目的**

土砂の流出の防備

**(3) 変更後の指定施業要件****ア 立木の伐採の方法**

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

雲南市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第452号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

**1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所**

鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第453号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

吉賀町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、吉賀町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第454号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
鹿足郡吉賀町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、吉賀町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
吉賀町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、吉賀町（次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第455号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 島根県告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第457号**

令和元年島根県告示第267号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
益田市匹見町石谷イ711、イ713、イ714	植田 秋男

益田市匹見町石谷イ711	植田 丈子
益田市匹見町石谷イ711	内容 政治
益田市匹見町石谷イ711	藤原 清重
益田市匹見町石谷イ711	村上 岩右衛門
益田市匹見町石谷イ711、ロ1250-2	初田 高志
益田市匹見町石谷イ711	初田 利作
益田市匹見町石谷イ711	初田 壽入
益田市匹見町石谷イ723、イ725、イ729	三好 次男
益田市匹見町石谷イ724	下森 治
益田市匹見町石谷イ742、イ779-5	村上 鶴市
益田市匹見町石谷イ761-6、イ761-8からイ761-10まで、イ874	俵 喜朗
益田市匹見町石谷イ779-5	藤井 榮太郎
益田市匹見町石谷イ779-5	藤井 直治
益田市匹見町石谷イ779-5	村上 チヲ
益田市匹見町石谷イ779-5	村上 留次郎
益田市匹見町石谷ロ748、ロ749-1	村上 輝光
益田市匹見町石谷ロ749-2、ロ749-4、ロ749-5	須川村信用購買販売利用組合
益田市匹見町石谷ロ749-2、ロ749-4、ロ749-5	村上 政安
益田市匹見町石谷ロ754-1、ロ754-2、ロ761	清水 慶子
益田市匹見町石谷ロ755、ロ801、ロ801内1からロ801内6まで、ロ802-1、ロ802-2、ロ802-4、ロ805、ロ805内1からロ805内4まで、ロ806からロ809まで、ロ811、ロ811内1からロ811内3まで	豊田 英司
益田市匹見町石谷ロ755、ロ808、ロ809、ロ874、ロ944-1、ロ944-3、ロ944-4	豊田 恭允
益田市匹見町石谷ロ755、ロ808からロ810まで	豊田 耕造
益田市匹見町石谷ロ755、ロ802-1、ロ805、ロ805内1からロ805内4まで、ロ806、ロ808からロ810まで、ロ812-1、ロ813、ロ874	豊田 盛之
益田市匹見町石谷ロ755、ロ808からロ810まで、ロ863-1、ロ872、ロ874、ロ875、ロ944-1、ロ944-3、ロ944-4、ロ1135、ロ1135続1、ロ1135内2	平谷 貢
益田市匹見町石谷ロ755、ロ808からロ810まで、ロ812-1、ロ813、ロ849、ロ850、ロ874、ロ944-1、ロ944-3、ロ944-4	村上 歌子
益田市匹見町石谷ロ755、ロ808、ロ809	山崎 初太
益田市匹見町石谷ロ798-1、ロ874、ロ944-1、ロ944-3、ロ944-4	山崎 志免雄
益田市匹見町石谷ロ801、ロ801内1からロ801内6まで、ロ802-2、ロ802-4、ロ807、ロ811、ロ811内1からロ811内3まで	豊田 盛之
益田市匹見町石谷ロ801、ロ801内1からロ801内6まで、ロ802-2、ロ802-4、ロ807、ロ811、ロ811内1からロ811内3まで	村田 統秋

益田市匹見町石谷口802-1、口805、口805内1から口805内4、口806	村田 統秋
益田市匹見町石谷口810、口812-1、口813	豊田 恭允
益田市匹見町石谷口810、口812-1、口813	村上 満寿美
益田市匹見町石谷口810	山崎 志免雄
益田市匹見町石谷口810	渡里 洋亮
益田市匹見町石谷口812-1、口813	平谷 貢
益田市匹見町石谷口812-1、口813、口872	山崎 志免雄
益田市匹見町石谷口812-1、口813	渡里 洋亮
益田市匹見町石谷口828から口830まで、口831-1、口832、口854、口857、口858、口862-1、口874、口941-1、口944-3、口944-4	藤原 純美
益田市匹見町石谷口852から口857まで、口859、口862-1、口864	村上 為市
益田市匹見町石谷口860、口861	村上 智好
益田市匹見町石谷口874	豊田 勇
益田市匹見町石谷口874、口944-1、口944-3、口944-4、口1148、草平口1148内1	豊田 耕造
益田市匹見町石谷口874、口944-1、口944-3、口944-4	豊田 萬六
益田市匹見町石谷口874、口944-1、口944-3、口944-4	三浦 常一
益田市匹見町石谷口874	水津 徳太郎
益田市匹見町石谷口874、口944-1、口944-3、口944-4	村上 為市
益田市匹見町石谷口944-6、口1021-2、口1021-5、口1021-6	宇都本 健一
益田市匹見町石谷口944-6、口1021-2、口1021-5、口1021-6	大賀 市藏
益田市匹見町石谷口944-6、口1021-2、口1021-5、口1021-6	大賀 忠雄
益田市匹見町石谷口944-6、口1021-2、口1021-5、口1021-6	大賀 義美
益田市匹見町石谷口944-6、口1021-2、口1021-5、口1021-6	藤原 正徳
益田市匹見町石谷口944-6、口1021-5、口1021-6	渡里 道男
益田市匹見町石谷口987-4	大賀 義美
益田市匹見町石谷口988	渡里 多美枝
益田市匹見町石谷口1021-2	村上 道男
益田市匹見町石谷口1123、口1139	佐々木 敦夫
益田市匹見町石谷口1134、口1134内1から口1134内3まで	中島 二六利
益田市匹見町石谷口1138続1	木村 久米藏
益田市匹見町石谷口1139	猪俣 正
益田市匹見町石谷口1150内1	水津 徳太郎
益田市匹見町石谷口1184	村上 禮治
益田市匹見町石谷口1185、口1206	三浦 與左衛門

益田市匹見町石谷口1189、口1189-1、口1250-3	大賀 市太郎
益田市匹見町石谷口1200-2、口1202、口1204、口1208、口1210、口1214、口1216、口1217	福田 靖
益田市匹見町石谷口1201	福田 美信
益田市匹見町石谷口1211	吉田 征匡
益田市匹見町石谷口1215	大賀 勝成
益田市匹見町石谷口1243	大谷 定
益田市匹見町石谷口1243	松下 健
益田市匹見町石谷口1247	渡里 洋亮
益田市匹見町石谷口1250-2	大賀 五作
益田市匹見町石谷口1250-2	寺岡 礎
益田市匹見町石谷口1250-2	寺岡 國太郎
益田市匹見町石谷口1250-2	榎田 力治
益田市匹見町石谷口1250-3	大賀 繁一
益田市匹見町石谷口1250-3	寺岡 千吉
益田市匹見町石谷口1250-3	村上 富治

#### 島根県告示第458号

令和元年農林水産省告示第1053号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手
邑智郡邑南町戸河内1886、3090-16、3090-20、3098、3100、3102-1、3120	須々井 武
邑智郡邑南町戸河内1888、3082、3092、3099	重道 甫
邑智郡邑南町戸河内2492-3、2510-7から2510-11まで	中村 易子
邑智郡邑南町戸河内3090-12、3090-15、3090-22	須々井 武
邑智郡邑南町戸河内3220	中村 悦策

#### 島根県告示第459号

令和元年農林水産省告示第1046号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手

邑智郡邑南町上田4466	片岡 房松
邑智郡邑南町上田4628	菅原 英子
邑智郡邑南町上田4661-4	菅原 小千

**島根県告示第460号**

令和元年農林水産省告示第1013号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手
邑智郡邑南町雪田1287	森田 準之助
邑智郡邑南町雪田1688-2	松前 雪江
邑智郡邑南町雪田2021-2	日野岡 種次郎

**島根県告示第461号**

令和元年農林水産省告示第1014号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手
邑智郡邑南町雪田1619	日野岡 種次郎

**島根県告示第462号**

令和元年島根県告示第317号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町田野原2334-2	河口 守
鹿足郡吉賀町田野原2334-2	中村 秋治
鹿足郡吉賀町田野原2334-2	安村 忠
鹿足郡吉賀町田野原2334-2	山田 常一

## 島根県告示第463号

令和元年島根県告示第339号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町六日市1136-5	村上 定陽

## 島根県告示第464号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和元年12月10日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 届出事項

## (1) 発起人の住所及び氏名

松江市鹿島町片匂307 山本千代則  
 〃 鹿島町手結1671-7 高橋幸丸  
 〃 鹿島町古浦601-17 川上清忠

## (2) 加入区

恵曇加入区

## (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

## 2 指定漁船調書の縦覧

## (1) 縦覧期間

告示の日から15日間

## (2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

**正**

**誤**

令和元年11月22日付け島根県報号外第70号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第402号の表中		

出雲市下横田町430番地  
先から同町174番1地先  
まで

出雲市下横田町380番地  
先から同町170番地先ま  
で

出雲市下横町430番地  
先から同町174番1地先  
まで

出雲市下横町380番地  
先から同町170番地先ま  
で